

## 第34回 DAAS運営委員会 議事要旨

1. 日 時：2017年6月12日（月） 午後3時00分～午後4時30分

場 所：公財）建築技術教育普及センター内第4会議室

東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル3階

2. 出席者（敬称略 順不同）

運営委員長：竺（建築学会）

委 員：本多委員（山下設計）、葉石委員（日建連）、真木委員（建築学会）、

三塩委員（日本設計）、原田委員（住団連）、鈴木委員（士会連合会）、

穂本委員（積水ハウス）、武井委員代理島田氏（BCJ）、

事 務 局：武藤

3. 配布資料：

総会資料 一式

理事会資料一式

4. 議事：

### ■ 承認事項

[総会及び理事会資料の承認について]

2017年7月の第11期総会開催に向けて、第33回運営委員会で承認を受けた資料の再確認と、修正事項（主に理事・監事名簿（案）、会員名簿、指定代表者変更）と、追加議案（規約追加等：主に電磁的方法による総会・理事会開催についての内容）について、改めて委員会に諮った。

資料に基づき、事務局より、第10期事業報告、収支決算、監査報告、第11期事業計画、収支予算、理事・監事（案）、規約変更等の各事項について読み上げと口頭での補足説明を行った。

専門家の確認をうけている規約改訂案は、文言の訂正があった場合は、委員会開催後にメール審議にて諮ること、また、一部資料訂正（誤植、氏名の訂正）を条件に各資料について委員から承認を得た。

[資料訂正箇所について]

- ・ 総会資料6 理事・監事名簿（案）、資料10 会員名簿（案）、理事会資料1 役員名簿（案）について

- 古谷誠章氏は、一般社団法人日本建築学会 の指定代表者に統一する(個人会員としての表記は削除する)
- 笠氏について 役職が変更となっているため所長から顧問に変更する。
- 各資料は2017年6月(もしくは総会開催の7月付)の改訂とする
- ・ 資料7 議案4 規約改訂案
  - 規約変更理由等の「書面、または電磁的記録による同意の意思表示、及び監事が異議を述べないときに限り」が「意義」となっていたため、訂正する。
- ・ 資料7\_規約改訂案及び資料8\_電磁的方法による総会理事会規程案について
  - 専門家(行政書士・司法書士)に文言の訂正がないか確認をしている。訂正があった場合は、委員会開催後改めて、メール審議に諮ることを条件とする。
  - 電磁総会を開催するにあたり、現行の手続より煩雑なものとならないよう文言を検討している。(総会・理事会開催が不要となる場合、開催場所等を確保しながら簡易で総会を行う場合、等々のいくつかのケースを検討し、決議をする際に煩雑な手続とならないような文案とする)

[その他]: 次期理事・監事(案)、役員(案)について

- 現行のまま再任を御願いを伝え、委員から承認をえた。
- 新理事長の推薦理由について口頭にて事務局より追加説明を行った。
  - ◇ 現理事長 芦原太郎氏、国土交通省建築指導課 原田氏、企画運営部会委員により笠委員が推薦されたこと
  - ◇ 今後2年の任期中にこれまでのDAAS活動を理解頂いている笠新理事長を中心に運営方針を明確にする。そのための理事長推薦であること
- 新理事長就任にあたっての会員の理解を得られるよう、芦原氏からの説明や笠委員からの挨拶を予定する。
- 理事長選任後、運営委員長が指名されるが、(参考:運営委員会運営等規程(構成及び運営委員長の等の選任)第3条5)次期運営委員長は山下設計の本多委員に依頼をしたいと考えていることを笠運営委員長より説明した。

## ■ 報告事項

事務局より運営委員の交代について報告を行った。

- ・ 一社)建設業連合会運営委員 今倉委員から 葉石委員に変更

## 【以下、意見等】

### 議案4 規約改訂案について

(笠運営委員長)総会出席に関しての調整が長引き、総会開催が遅れたということもあり、電磁的総会を行うという内容を含めることとした。

(島田氏)電子的決済については、普及してきた方法である。一般的な例で言えば「マンション

の標準管理規約」内に「電子的決裁を行う場合」「行わない場合」が並列で明記されている。マンションの場合、全員が総会に参加出来るかどうか分からない。メールが一般的になっている事もあり、その場合、どのように行えばよいか、「標準的な文案」が国交省より示されている。DAAS の活動は資料さえあれば判断できると思われるので、非常によいのではないかと思われる。

### 笠運営委員長より理事長推薦を受けるにあたり

(笠運営委員長)理事長の推薦を引き受けたいと考えている。任期が二年ということなので DAAS の将来について、その期間で固めたいと考えている。そこには、「解散」という選択肢も含んでいるが、しかし、文化的には「存続させること」「建築資料アーカイブを知ってもらうこと」「活用してもらうこと」が大切なことであり、そのような機会も逃したくないと考えている。その点も含めて検討したい。これまでいくつかの国内の建築アーカイブスを引き受けてきた経験もある。運営委員長については、山下設計の本多委員に引き継ぎたいと考えている。委員の皆様には、引き続きご協力をお願いしながらすすめていきたいと考えている。よろしく御願います。

(参考:運営委員会運営等規程(構成及び運営委員長の等の選任 第3条5 運営委員長は委員の中から理事長が指定する者1名がこれに当たる)。

### 自由意見

(島田氏)DAAS については、設立時、国土交通省で知っていた。資料を拡充していくという事はともかく、維持し、活用してもらうこと、活用してもらう中で資料を拡充するという声が出てきた際には、それに対応すること、などが当初の課題であったと思われる。一番大切な事はどう維持し、活用してもらうかということ。立ち上げではデータを整理することの作業が膨大であったが、その先の「データを誰に対しどう活用してもらうか」更には「プラスアルファの情報をどう追加していくか」が課題であるのではないかと感じる。DAAS が利用されていることについては、(本日の報告を聞いて)確認が出来た。

(笠委員長)DAAS は活用されてはいるが、費用が入ってこないという問題がある。そこが一番の問題である。(活用されることで)費用が入ってくるのであれば会費を安くするなどのモデルも検討できるのだがそれが出来ない。最初から国土交通省が考えたビジネスモデルはアーカイブスとしては無理があったと言える。

(島田氏)基本的には志ある人からの支援協力でベースを構築し、その後は無料で閲覧できる仕組みとして立ち上げた。それでは持続的ではない、という話だと思われる。

(笠運営委員長)サステナビリティを保証できていない。会費が高いということ、会費に対して還元できていない。そこがネックである。

(鈴木委員)事業に関する話を検討する際にも、法人化ではないところでも問題があり(著作権等)、その辺りが難しい。

- (竺運営委員長) 立ち上げで著作権の問題をクリアしなければいけなかったのだが、新建築がまだ持っていると言うことが問題である。その著作権を DAAS が自由に使えれば販売してお金を得られるのだが。
- (竺運営委員長) JIA や国立近現代建築資料館の立ち上げに関わっているが、著作権をアーカイブスがもつことが原則である。
- (島田氏) 様々な情報があり、それを様々な人に見てもらおうということを目的として、どのようにデータベース化するか、を苦慮しており、著作権について、運営・運用については、意識があっても詰めた所まではすすめていなかったのではないだろうか。この活動の入口としては、データベースが一番の課題であったのだと思われる。(※この点については文末の 本議事録への補足事項 に補足説明を追加する)
- (竺運営委員長) DAAS に関して国交省側の関心がなくなっているということを感じる。担当が変わる毎に様子に変化している。危機感を持っている。
- (島田氏) 国交省では、最近では、歴史系研究室の出身者が減って、環境系の人が多いので、DAAS に積極的に関わられる人材が厳しいかもしれない。建築センターとしても会費を支払っている以上は、DAAS が役に立たないと、会費を出す説明がつかなくなる。地方公共団体等でも公益性があるからと参加した活動について、メリットが見られないなら予算が切られることが多い。
- (竺運営委員長) 我々の会員団体も同様だと思われる。会員に何が還元できるかという話になる。
- (島田氏) 持続的な運営にあたり、会員の皆さんから頂いている貴重なお金をベースにして維持していくところだが、持続的な運営を目指すに当たり、会員へのメリットをだせるのか、或いは、違うビジネスモデルの中で運営が出来ることをするのか、ということを考えないといけないのではないか。10年活動は出来ても、その後がどうするかを考えなければいけないタイミングだと思われる。どの団体も同様である。下降線をたどるか、次のステップでうちだすのか、という議論をしなければいけない。
- (竺運営委員長) JIA-KIT アーカイブスでは 10 年経って NPO 法人建築文化継承機構を設立し運営することとした。展覧会開催などもしている。活動を活性化していかなければいけない。DAAS は法人格がないため著作権の契約を新しくしたい場合も主体性がなくなかなか出来ないという状況である。しかしながら、国土交通省として、(当初は反対意見もあったが) DAAS を法人化することも問題がない、ということ伊藤明子審議官に確認した。
- (島田氏) 伊藤審議官から了解を得ても担当の藤原専門官のところでの協力がなければ実現しない、ということだと思われる。DAAS 側で動くことではあるが、法人化する時にはやはり DAAS の法人化に国土交通省も賛同している、ということを示してもらい、場合によっては書面を出してもらおうということがあった方が、進めやすいだろう。可能であれば、私も方法を検討したい。
- (竺運営委員長) 是非御願いをしたい。
-

---

**本議事録への補足事項:**

著作権検討については、これまでの会議等での経緯や資料から設立時も検討した事項であると思われる。

■ 著作権について

➤ 種類「人格的な権利」と「財産的な権利」

著作権は大きく分けて、著作者人格権と、財産権がありそれぞれ細かい権利がある。人格権については、現権利者から移動しないということが特徴である。ただし保護期間は 50 年となっている。

[実名(周知の変名を含む)の著作物死後 50 年、団体名義の著作物公表後 50 年  
参考:<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime3.html>]

➤ 国費で整備したコンテンツ(デジタル画像データについて)

「思想や感情が創作的に表現されているもの」が著作物であるため、国費で作成したデジタルデータは創作物ではなく「複製品」であり著作権はない。(Web サイトや閲覧・検索システムは別)

➤ 設立時の新建築社との契約

国費を投じたコンテンツについて利用が出来るようにするため、コンテンツバイドール契約を結んでいる。参考:日本版コンテンツバイドールについて  
[[http://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_policy/bayh-dole.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/bayh-dole.pdf)]

➤ DAAS が了解を得ている権利について

新建築以外の写真データについては Web サイトへの掲載に係る「公衆送信権」の許諾を得ており、その他財産権の調整ができていない、ということ。

■ 建築写真の権利

前提として、建築写真はアーカイブすることが難しい対象ということが周知されている。

理由は、関係者(著作権、その他許諾を得る関係者)が多く、複雑な為。(施主、施工者、設計者、写真家等の複数の関係者＝利用に関しての調整・交渉先が多い例。例として、写真家、設計者、施工者が公開を了承しても施主から断られたケースもある)

■ 写真家の方々の意見(※収蔵事業の行程で伺った写真家の意見)

➤ 「写真(写真家の作品として)」の商用価値

写真作品として未だ商用価値もあり、権利をとられることの不安・不満は大きい。その理由から写真からの掲載協力を得られない、収蔵・掲載自体を断られるケースも多い。その為、著作者、写真家の権利の保護の意味もあり、Web サイトでの掲載(公

衆送信権)のみ許諾をしてもらおうということでの調整が続いている。(その配慮がなければ収蔵事業自体がすすまない)

➤ Web サイト掲載への不安(無断使用・転用等)

DAAS-Web サイト掲載による無断使用・転用の不安もある。セキュリティ体制(画像データへの電子透かしの埋め込みとインターネット上の無断使用のパトロール体制)と低解像度画像の掲載のみということにより対応しているが、それでも了解を得ることが難しい場合は多い。

インターネットが普及したことは、利用者の「著作権」の意識低下を引き起こし、無断転用や無断使用が急増、写真家としては不安を増幅させる状態となっていると考えられる。

反面、オープンデータ・オープンリソース等の意識も広がってきた。これまで「財産」としてきた個人や企業の「著作物」の扱い意識も変化してきていると思われる。

写真については、写真家が死後散逸する危機を感じつつも、提供してもらうのは難しいという状況は続いているように感じている。

以 上